

ときがわ町婚活サポート補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、出会いの機会創出及び結婚を促進し、ときがわ町の人口減少の軽減や少子化対策を図るため、結婚を希望する独身の男女が SAITAMA 出会いサポートセンター及び結婚相談所(以下「婚活事業所」という。)を利用するために要する費用に対し、補助金を交付することについて、ときがわ町補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年ときがわ町規則第43号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員登録料とは、SAITAMA 出会いサポートセンターの会員登録料をいう。
- (2) 結婚相談所とは、結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であって、埼玉県内又は東京都内に本店を有する事業者をいう。なお、埼玉県内又は東京都内に支店又は営業所を有する事業者にあっても、埼玉県内又は東京都内に本店を有する事業者とする。
- (3) 初期費用とは、結婚相談所の利用に要する入会費、登録料をいう。
- (4) 成婚料とは、成婚に至ったときに結婚相談所に支払う料金をいう。

(補助対象者)

第3条 ときがわ町婚活サポート補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によるときがわ町の住民基本台帳に記録され、かつ当該住所地を生活の本拠としている者
- (2) 年齢が満45歳未満で単身の者

(3) 当該補助金の交付申請日の属する年度までの町税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、婚活事業所を利用するために要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会員登録料のうち、この告示の施行日以降に支払いのあったもの
- (2) 初期費用のうち、この告示の施行日以降に支払いのあったもの
- (3) 成婚料（初期費用に係る当該補助金を受けた者に限る。）のうち、この告示の施行日以降に支払いのあったもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める経費。この場合において、補助金の交付の対象となる支払期間については、前3号の規定を準用する。

2 補助金を受けることができる回数は、前項各号の補助対象経費につき、それぞれ1回限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の区分に応じて次に掲げる額とする。

- (1) 会員登録料 補助対象経費の全額
- (2) 初期費用 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は3万円のいずれか低い額
- (3) 成婚料 補助対象経費全額又は10万円のいずれか低い額
- (4) 前条第1項第4号に規定する経費 初期費用に係るものは第2号に規定する額以内の額とし、成婚料に係るものは前号に規定する額

(補助金の交付の申請)

第6条 前条第1号、第2号及び第4号(初期費用に係るものに限る。)に係る補助金の交付を受けようとする者は、ときがわ町婚活サポート補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚活事業所の事業内容を確認できる書類（パンフレットやチラシ等の写し）
 - (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (3) 住民票の写し
 - (4) 戸籍全部事項証明書
 - (5) 町税の納付状況の調査に係る同意書（様式第2号）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類
- 2 前条第3号及び第4号（成婚料に係るものに限る。）に係る補助金の交付を受けようとする者は、ときがわ町婚活サポート補助金（成婚料）交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、婚姻をした年度内に町長に提出しなければならない。
- (1) 成婚料の金額等を確認できる書類（パンフレットや規約等の写し）
 - (2) 成婚料の支払いに係る領収書等の写し
 - (3) 婚姻に係る受理証明書
 - (4) 住民票の写し（世帯員全員のもの）
 - (5) 町税の納付状況の調査に係る同意書（様式第2号）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査その他必要な調査を行った上で、交付の可否を決定し、ときがわ町婚活サポート補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第4号）又はときがわ町婚活サポート補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（状況の調査）

第8条 町長は、必要があると認めるときは、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し婚活事業所の利用状況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金の交付請求）

第9条 第7条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知があった日から30日以内にときがわ町婚活サポート補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者に返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反していることが認められたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、ときがわ町婚活サポート補助金交付取消通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、ときがわ町婚活サポート補助金返還命令書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

ときがわ町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

ときがわ町婚活サポート補助金交付申請書兼実績報告書

ときがわ町婚活サポート補助金交付要綱の趣旨等を理解し、同要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

区分	金額	備考
SAITAMA 出会いサポートセンターの会員登録料	円 (対象経費全額)	(利用開始日) 年 月 日
結婚相談所初期費用	円 (対象経費に2分の1を乗じて得た額又は3万円のいずれか低い額)	(利用開始日) 年 月 日
申請額合計	円	

2 添付書類

- (1) 婚活事業所の事業内容を確認できる書類（パンフレット、チラシ等の写し）
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 戸籍事項全部証明書
- (5) 町税の納付状況の調査に係る同意書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

ときがわ町長 様

申請者（自署） 住 所
氏 名

町税の納付状況の調査に係る同意書

ときがわ町婚活サポート補助金の交付決定及び交付に際し、ときがわ町が町税の納付状況を調査することに同意します。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

ときがわ町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

ときがわ町婚活サポート補助金（成婚料）交付申請書兼実績報告書

ときがわ町婚活サポート補助金交付要綱第6条の規定により、必要書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 登録先事業者 名 称 _____
住 所 _____
電話番号 _____
- 2 婚姻届届出日 _____年 _____月 _____日
- 3 成婚料支払額 _____円
- 4 交付申請額 _____円
(対象経費の全額又は10万円のいずれか低い額)
- 5 添付書類
 - (1) 成婚料の金額等を確認できる書類（パンフレット、規約等の写し）
 - (2) 成婚料の支払いに係る領収書等の写し
 - (3) 婚姻に係る受理証明書
 - (4) 住民票の写し（世帯員全員のもの）
 - (5) 町税の納付状況の調査に係る同意書（様式第2号）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日

申請者 様

ときがわ町長 ㊟

ときがわ町婚活サポート補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、ときがわ町婚活サポート補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付額 円

2 交付条件

- (1) ときがわ町補助金等の交付手続きに関する規則、ときがわ町婚活サポート補助金交付要綱の遵守
- (2) 前号に違反する事実が明らかとなった場合、ときがわ町婚活サポート補助金交付要綱第11条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取消し、既に交付している補助金については返還を命じることがある。

【教示】

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、ときがわ町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求申立てに対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを、ときがわ町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することができます。この場合、当該訴訟においてときがわ町を代表する者は、ときがわ町長です。

ただし、この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

ときがわ町長

㊟

ときがわ町婚活サポート補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたときがわ町婚活サポート補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

記

1 取消しの理由

【教示】

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、ときがわ町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求申立てに対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを、ときがわ町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することができます。この場合、当該訴訟においてときがわ町を代表する者は、ときがわ町長です。

ただし、この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

ときがわ町長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号 ⑩

ときがわ町婚活サポート補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定を受けたときがわ町婚活サポート補助金について、ときがわ町婚活サポート補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

【振込先】

金融機関名	
本・支店名	本店 ・ 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第7号（第11条関係）

第 年 月 日

様

ときがわ町長

㊟

ときがわ町婚活サポート補助金交付取消通知書

年 月 日付けで通知したときがわ町婚活サポート補助金について、下記のとおり補助金の取り消しをしたので、ときがわ町婚活サポート補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消し額 円
- 2 取消しの理由

【教示】

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、ときがわ町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求申立てに対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6ヵ月以内に、処分の取消しの訴えを、ときがわ町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することができます。この場合、当該訴訟においてときがわ町を代表する者は、ときがわ町長です。

ただし、この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6ヵ月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

ときがわ町長

㊟

ときがわ町婚活サポート補助金返還命令書

年 月 日付けで通知したときがわ町婚活サポート補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じるので、ときがわ町婚活サポート補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還を命じる理由
- 3 返還期限 年 月 日まで

【教示】

1 審査請求について

この処分不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、ときがわ町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1 の審査請求をした場合は、当該審査請求申立てに対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを、ときがわ町を被告としてさいたま地方裁判所に提起することができます。この場合、当該訴訟においてときがわ町を代表する者は、ときがわ町長です。

ただし、この処分の通知を受けた日(1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して 6 ヶ月以内であっても、この処分の日(1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。